



鳥取県公報

平成17年 3月31日(木)
号外第62号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立大山自然歴史館管理規則 (24) (総務課)	4
	次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 (25) (職員課)	5
	鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則 (26) (＃)	6
	現業職員の給与の特例に関する規則 (27) (＃)	7
	鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する 条例施行規則 (28) (行政経営推進課)	8
	鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則 (29) (健康対策課) ...	9

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立大山自然歴史館管理規則

1 目的 (第1条関係)

この規則は、鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、鳥取県立大山自然歴史館 (以下「自然歴史館」という。) の管理に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

2 開館時間 (第2条関係)

(1) 自然歴史館の開館時間は、次の区分に応じ、それぞれに定める時間とすることとした。

ア イ以外の日 午前9時から午後5時まで

イ 7月21日から8月20日までの日 午前9時から午後6時30分まで

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、(1)にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができることとした。

(3) 知事は、(2)により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を自然歴史館の施設内に掲示する等して周知するものとする事とした。

3 休館日 (第3条関係)

(1) 自然歴史館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする事とした。

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、(1)にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる事とした。

(3) 知事は、(2)により臨時に休館し、又は休館日に開館するとき、あらかじめその旨を自然歴史館の施設内に掲示する等して周知するものとする事とした。

4 施設設備の損傷等の届出 (第4条関係)

自然歴史館の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

5 権限の委任 (第5条関係)

2の(2)及び(3)並びに3の(2)及び(3)の知事の権限は、自然歴史館の館長に委任することとした。

6 雑則 (第6条関係)

この規則に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

7 施行期日

この規則は、鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行することとした。

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

- 1 特定事業主行動計画を策定しなければならない事業主のうち、規則で定めることとされている地方公共団体の機関等は、次の表の左欄に掲げるものとし、当該地方公共団体の機関等は、それぞれ同表の右欄に掲げる者についての特定事業主行動計画を策定することとした。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
病院事業の管理者	病院事業の管理者が任命する職員

- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則

1 趣旨（第1条関係）

この規則は、鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 任命権者の報告事項（第2条関係）

条例に規定する任命権者の報告事項について、具体的な報告内容を定めることとした。

3 人事委員会の報告事項（第3条関係）

条例に規定する人事委員会の報告事項について、具体的な報告内容を定めることとした。

4 公表の方法（第4条関係）

(1) 県民の閲覧に供する方法として規則で定める方法は、県庁の掲示場その他の知事が必要と認める場所に掲示する方法とする事とした。

(2) (1)の掲示の期間は、公表の日から起算して14日間とする事とした。

5 委任（第5条関係）

この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

- 6 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

現業職員の給与の特例に関する規則

1 目的（第1条関係）

この規則は、現下の著しく厳しい県の財政状況等にかんがみ、現業職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講じ、もって県財政の再建に資することを目的とする事とした。

2 給料月額の特例（第2条関係）

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給料月額を100分の5（特定の級号給以下の現業職員（以下「特定職員」という。）にあつては、100分の4）減ずることとした。

3 給料の調整額等の特例（第3条、第4条関係）

特例期間における現業職員の給料の調整額、調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を100分の5（特定職員にあっては、100分の4）減ずることとした。

4 施行期日

この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則

1 目的（第1条関係）

この規則は、鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

2 公表の方法等（第2条関係）

(1) 給与制度等の公表は、次に掲げる方法により行うものとする事とした。

ア 出資法人等の事務所に備え置き、一般の閲覧に供する方法

イ インターネットに掲載する方法

(2) 給与制度等の公表は、県議会への報告後遅滞なく行うものとする事とした。

3 給与制度等の公開（第3条関係）

(1) 公表する出資法人等の職員に係る給与制度は、給与制度等の報告を行う日の属する事業年度の開始の日（事業年度の定めのない出資法人等にあっては、1月1日）現在のものとする事とした。

(2) 公表する出資法人等の職員に係る給与の支給の状況は、給与制度等の報告を行う日の属する事業年度の前事業年度（事業年度の定めのない出資法人等にあっては、当該報告を行う日の属する年の前年）のものとする事とした。

4 議会への報告（第4条関係）

(1) 出資法人等は、県議会への報告を行う場合にあっては、当該出資法人等を所管する県の機関にその報告に係る事項に関する書類を提出するものとする事とした。

(2) 県の機関は、(1)の書類が提出された場合は、速やかに知事にその書類を送付するものとする事とした。

5 雑則（第5条関係）

この規則に定めるもののほか、出資法人等における給与等の状況の公表等に関する必要な事項は、知事が定める事とした。

6 施行期日等

(1) この規則は、公布の日から施行することとした。

(2) この規則は、平成20年3月31日限り、その効力を失う事とした。

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則

1 趣旨（第1条関係）

この規則は、児童福祉法の規定による医療の給付の措置に要する費用の負担命令に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 定義（第2条関係）

この規則において使用する用語の意義を定める事とした。

3 負担命令（第3条関係）

(1) 知事は、県が医療の給付を行う場合には、その被措置者等に対し、その給付に要する費用の全部又は一部（以下「負担金」という。）を委託医療機関に支払うよう命ずるものとする事とした。

(2) (1)の場合において医療の給付を受ける者が同一生計内に2人以上いるときに、知事が、委託医療機関に支払うよう命ずる額を定める事とした。

(3) 次の場合には、被措置者等は、負担金の支払を要しないものとする事とした。

ア 生活保護法による被保護世帯の世帯員である場合

イ 被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課税である場合

ウ 医療費の給付を受ける者が、知事が別に定める症状の基準等により、負担金の支払を要しない者として知事が別に定めるものに該当する場合

4 負担金の決定資料の提出（第4条関係）

(1) 医療の給付を受ける者の保護者が医療の給付の申請を行なうときに提出しなければならない証明書等を定めることとした。

(2) 知事は、(1)の証明書等の提出がないときは、必要な調査を行うものとする事とした。

5 支払額等の決定（第5条関係）

知事は、4の証明書等又は調査の結果に基づき、負担金を支払うべき者（以下「支払義務者」という。）及び当該支払額を決定し、支払期限までにその額を委託医療機関に支払うべき旨の命令を行うとともに、委託医療機関にその内容を通知することとした。

6 支払額の変更等（第6条関係）

(1) 知事は、5の支払額がその支払義務者の負担能力に対し過重であると認めるときその他必要と認めるときは、当該支払義務者の申請又は職権により、支払額を減額し、又は負担金の支払を要しないこととする事（以下「減額等」という。）ができることとした。

(2) (1)の申請の方法及びその様式を定めることとした。

(3) 知事は、(1)により減額等を行うと決定したときは、負担命令の変更又は取消しを行うとともにその旨を医療機関に通知し、(1)の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該支払義務者に通知するものとする事とした。

7 その他

その他必要な事項を規定することとした。

8 施行期日

この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県立大山自然歴史館管理規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第24号

鳥取県立大山自然歴史館管理規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第6号）の規定に基づき、鳥取県立大山自然歴史館（以下「自然歴史館」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第2条 自然歴史館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 次号以外の日 午前9時から午後5時まで

(2) 7月21日から8月20日までの日 午前9時から午後6時30分まで

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を自然歴史館の施設内に掲示する等して周知するものとする。

(休館日)

第3条 自然歴史館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を自然歴史館の施設に掲示する等して周知するものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第4条 自然歴史館の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(権限の委任)

第5条 第2条第2項及び第3項並びに第3条第2項及び第3項に規定する知事の権限は、自然歴史館の館長に委任する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第25号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規則で定める次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同令第2項の規則で定める職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
病院事業の管理者	病院事業の管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第26号

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告事項)

第2条 条例第2条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第6条の規定による公表を行う日の属する年度（以下「公表年度」という。）の前年度（以下「前年度」という。）における職員の採用の状況 (2) 前年度における職員の異動の状況 (3) 前年度における職員の退職の状況 (4) 公表年度の4月1日における職員数 (5) 公表年度の4月1日における職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因 (6) 公表年度の4月1日における職級別の職員数
職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 前年度における人件費の状況 (2) 前年度における職員給与費の状況 (3) 公表年度の4月1日における職員の平均の給料月額、平均年齢等の状況 (4) 公表年度の4月1日における職員の初任給の状況 (5) 公表年度の4月1日における学歴別及び経験年数別の職員の平均の給料月額の状況 (6) 公表年度以前5年間に於ける職員の給料月額の国との比較の状況 (7) 前年度における職員の昇給期間の状況 (8) 公表年度の4月1日における職員に対する手当の状況（前年度における支給実績を含む。） (9) 公表年度の4月1日における特別職の職員の給与の状況（前年度における支給実績を含む。） (10) 公表年度の4月1日における職員の給与の削減のための特例措置の状況
職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公表年度の4月1日における職員の勤務時間 (2) 条例第6条の規定による公表を行う日の属する年の前年における職員の年次有給休暇の取得状況 (3) 前年度における職員の時間外勤務及び休日勤務の状況 (4) 公表年度の4月1日における特別休暇の状況 (5) 前年度における就学部分休業の状況 (6) 前年度における育児休業の状況 (7) 公表年度の4月1日における旅費の制度の概要
職員の分限及び懲戒処分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 前年度における職員の分限の件数 (2) 前年度における職員の懲戒の件数

営利企業等の従事の許可その他の職員の服務の状況	(1) 前年度における営利企業等の従事の許可の件数 (2) 前年度における職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数
職員の研修及び勤務成績の評定の状況	(1) 公表年度の4月1日における職員の研修に関する計画の概要 (2) 前年度における職員の研修の実施状況 (3) 公表年度の4月1日における職員の勤務成績の評定に関する制度の概要
職員の健康管理に関する福祉の状況	前年度における職員の健康診断の実施状況
職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況	前年度における勤務条件に関する措置の要求に関し人事委員会が行った勧告への対応状況

(人事委員会の報告事項)

第3条 条例第4条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

職員の競争試験及び選考の状況	(1) 前年度における職員の競争試験の状況 (2) 前年度における職員の選考の状況
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	前年度における勤務条件に関する報告及び勧告の概要
勤務条件に関する措置の要求の状況	前年度における勤務条件に関する措置の要求の件数
不利益処分に関する不服申立ての状況	前年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

(公表の方法)

第4条 条例第7条第3号の規則で定める方法は、県庁の掲示場その他の知事が必要と認める場所に掲示する方法とする。

2 前項の掲示の期間は、公表の日から起算して14日間とする。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

現業職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第27号

現業職員の給与の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、現下の著しく厳しい県の財政状況等にかんがみ、現業職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講じ、もって県財政の再建に資することを目的とする。

(給料月額の特例)

第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以

下「職員」という。)の給料月額、現業給与規則第2条第1項、第3条の2第4項及び第5項並びに現業給与規則第8条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に100分の5(現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表(1)の適用を受ける職員であってその職務の級が1級であるもののうちその号給が14号給以下であるもの及び同項第2号に掲げる現業職給料表(2)の適用を受ける職員であってその給料月額の区分が第1類であるもの(以下「特定職員」という。)にあっては、100分の4)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1) 手当の額

(2) 現業給与規則第8条の規定によりその例によることとされる給与条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(給料の調整額の特例)

第3条 特例期間における職員の給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の5(特定職員にあっては、100分の4)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、前条各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定により定められた額とする。

(調整手当等の特例)

第4条 特例期間における職員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、現業給与規則第4条の規定にかかわらず、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第44号)第7条第1項第3号に掲げる者(特定職員にあっては、同項第2号に掲げる者)の例による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第28号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例(平成16年鳥取県条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の方法等)

第2条 条例第2条の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 県出資法人等(条例第1条に規定する県出資法人等をいう。以下同じ。)の事務所に備え置き、一般の閲覧に供する方法
- (2) インターネットに掲載する方法

2 条例第2条の公表は、条例第3条第2項に規定する県議会への報告後遅滞なく行うものとする。

(給与制度等の公開)

第3条 条例第2条の規定により公表する同条第1号の給与制度は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の開始の日(事業年度の定めのない県出資法人等にあっては、1月1日)現在のものであるものとする。

2 条例第2条の規定により公表する同条第2号の給与の支給の状況は、条例第3条第1項の報告を行う日の属

する事業年度の前事業年度（事業年度の定めのない県出資法人等にあつては、同項の報告を行う日の属する年の前年）のものとする。

（議会への報告）

第4条 県出資法人等は、条例第3条第1項の報告を行う場合にあっては、当該県出資法人等を所管する県の機関にその報告に係る事項に関する書類を提出するものとする。

2 県の機関は、前項の書類が提出された場合は、速やかに知事にその書類を送付するものとする。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、県出資法人等における給与等の状況の公表等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第29号

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則

（趣旨）

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第5項の規定による医療の給付の措置に要する費用の負担命令に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）医療の給付 児童福祉法第21条の9の2の規定により厚生労働大臣が定める程度の状態の慢性疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付をいう。

（2）被措置者等 医療の給付を受ける者及び主たる扶養義務者をいう。

（3）主たる扶養義務者 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者のうち、医療の給付を受ける者の生計をその収入により主として維持している者をいう。

（4）所得税額等 基準年分の所得税額及び基準年度分の市町村民税の所得割額（当該所得割額について地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7又は同法附則第5条第3項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては、当該所得割額から当該減免額を控除した額とする。）をいう。

（5）基準年分の所得税額 被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から6月に行われるものについては、その前々年）の分の所得税額（当該所得税額について所得税法（昭和40年法律第33号）第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額）をいう。

（6）基準年度分の市町村民税 医療の給付が行われる年度（4月から6月までの間に行われるものについては、その前年度）の分の市町村民税をいう。

（7）委託医療機関 医療の給付に関して知事と委託契約を締結した医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者を含む。）をいう。

(負担命令)

第3条 知事は、県が医療の給付を行う場合には、その被措置者等に対し、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（その額が当該医療給付について県及び被措置者等がその委託医療機関に支払うべき費用の総額を超えるときは、当該費用の総額。以下「負担金」という。）を当該委託医療機関に支払うよう命ずるものとする。

2 前項の場合において、医療の給付を受ける者が同一生計内に2人以上いるときは、知事は、同項の規定にかかわらず、別表に定める被措置者等が支払うべき負担金の額が最も多額となる者については同表に定める額の全額を、その他の者については同表に定める額の10分の1に相当する額（10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）を当該委託医療機関に支払うよう命ずるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号に該当する場合には負担金の支払を要しないものとする。

- (1) 被措置者等が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の世帯員である場合
- (2) 被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課税である場合
- (3) 医療の給付を受ける者が、知事が別に定める症状の基準等により、負担金の支払を要しない者として知事が別に定めるものに該当する場合

(負担金の決定資料の提出)

第4条 医療の給付を受ける者の保護者（児童福祉法第6条の保護者をいう。）は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める証明書等を提出しなければならない。

- (1) 前条第3項第1号に該当する場合 被措置者等が、生活保護法による被保護世帯の世帯員であることを証する市町村長の発行した証明書
- (2) 前条第3項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。）被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課税である旨の市町村長の発行した証明書
- (3) 被措置者等の基準年分の所得税が非課税である場合（前2号に該当する場合を除く。）被措置者等の基準年分の所得税が非課税である旨の税務署長又は雇用者の発行した証明書
- (4) 前3号に該当しない場合 被措置者等の基準年分の所得税に係る税務署長の発行した納税証明書又は雇用者の発行した給与所得の源泉徴収票

2 知事は、前項の規定による証明書等の提出がないときは、所得税額等について必要な調査を行うものとする。

(支払額等の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された証明書等又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、負担金を支払うべき者（以下「支払義務者」という。）及び当該支払額を決定し、支払期限までにその額を委託医療機関に支払うべき旨の命令（以下「負担命令」という。）を行うものとする。

2 知事は、負担命令を行ったときは、委託医療機関に当該負担命令の内容を通知するものとする。

(支払額の変更等)

第6条 知事は、前条第1項の支払額がその支払義務者の負担能力に対し過重であると認めるときその他必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、当該支払義務者の申請又は職権により、支払額を減額し、又は負担金の支払を要しないこととすること（以下「減額等」という。）ができる。

2 前項の申請は、別記様式による支払額減額等申請書に第4条第1項の証明書等を添えて行わなければならない。

3 知事は、第1項の規定により減額等を行うと決定したときは、負担命令の変更又は取消しを行うとともにその旨を医療機関に通知し、同項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該支払義務者に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、医療の給付の措置に要する費用の負担命令に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金の月額	
	入院	外来
生計中心者の基準年の所得税が非課税の場合	2,200円	1,100円
生計中心者の基準年の所得税額が10,000円以下の場合	3,400円	1,700円
生計中心者の基準年の所得税額が10,001円以上30,000円以下の場合	4,200円	2,100円
生計中心者の基準年の所得税額が30,001円以上80,000円以下の場合	5,500円	2,750円
生計中心者の基準年の所得税額が80,001円以上140,000円以下の場合	9,300円	4,650円
生計中心者の基準年の所得税額が140,001円以上の場合	11,500円	5,750円

備考 生計中心者とは、被措置者等のうち、医療の給付を受ける者の生計をその収入により主として維持している者をいう。

別記様式 (第6条関係)

支 払 額 減 額 等 申 請 書

職 氏 名 様

次のとおり支払額の全部(一部)を負担することができないため、鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則第6条第1項の規定により支払額の減額等を申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

印

代理人	住 所	
	氏 名	印

委 託 医療機関	種 別	
	名 称	
被 措 置 者 の 氏 名		(申請者との続柄)
現 在 の 支 払 額		円
負担することができない額		円
負担することができない期間		年 月 日から 年 月 日まで
負担することができない理由		

注1 「代理人」欄は、申請者に代わってその代理人が本書を作成した場合に記入すること。

2 負担することができない理由を証する書類を添付すること。